

平成29年度
千葉県当初予算編成に関する要望書

千葉県市長会

目 次

【重点要望事項】

- 保健福祉行政の充実強化について 5
 - 1 子ども医療費助成制度の拡充等について 5
 - 2 医師・看護師の確保及び地域医療の充実について 6
 - 3 子育て支援に向けた保育士確保と財政支援について 7
 - 4 国民健康保険運営の都道府県化への対応について 8

【要望事項】

- 地方行財政の充実強化について 9
 - 1 緊急防災・減災事業の期間延長について 9
 - 2 災害拠点となる市役所整備等への財政支援について 9

- 総合行政の充実強化について 10
 - 1 旅券事務の市町村再委託に係る補助金の拡充について 10
 - 2 南房総地域の自然環境を活かした2020年東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ等の誘致について 10
 - 3 地下鉄8号線（八潮－野田市間）の早期整備について 10
 - 4 つくばエクスプレスの東京駅延伸について 11
 - 5 南外房の公共交通への支援拡充について 11
 - 6 上野～東京ライン乗り入れ本数拡大とJR成田線（我孫子～成田間）の増発について 11
 - 7 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技会場及び事前キャンプ誘致に伴う支援について 12
 - 8 自治体間連携における相談・支援について 12
 - 9 軽二輪・自動小型二輪の登録、廃車及び変更情報のデータによる情報提供について 12

- 防災・危機管理行政の充実強化について 13
 - 1 小規模自然災害における被災者支援制度の創設について 13
 - 2 消防団車両運用に関する補助事業について 13
 - 3 緊急防災・減災事業の拡充及び財政措置の継続について 13

- 保健福祉行政の充実強化について 14
 - 1 子ども医療費助成制度の拡充等について 14
 - 2 医師・看護師の確保及び地域医療の充実について 14

3	子育て支援に向けた保育士確保と財政支援について	15
4	国民健康保険運営の都道府県化への対応について	16
5	ひとり親家庭等医療費助成における助成方法の変更について	17
6	介護保険の国の財政負担と介護人材確保について	17
7	不妊治療における保険診療適応の拡大と治療費助成の拡充について	17
8	認知症疾患医療センターの設置について	17
9	千葉県重度心身障害者（児）医療給付改善事業について	18
10	柏児童相談所配置の児童福祉司等の職員確保について	18
11	社会保障関係経費の財源の確保について	18
■	環境生活行政の充実強化について	19
1	東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質への対応について	19
2	住宅用省エネルギー設備設置費補助について	19
3	産業用太陽光発電設備の設置事業に関するガイドラインについて	19
4	合併処理浄化槽設置事業に対する補助制度の充実について	19
■	商工労働行政の充実強化について	21
1	佐倉第三工業団地の拡張整備について	21
■	農林水産行政の充実強化について	22
	(農 林)	
1	有害鳥獣被害防止対策の拡充について	22
2	広域営農団地農道（小櫃川地区）改修の早期着手について	22
3	広域営農団地農道整備事業の推進について	23
4	土地改良施設維持管理適正化事業の支援対象の検討について	23
5	農産産地支援事業補助金の拡充について	23
6	地方創生に係る人的・財政的支援について	24
	(水 産)	
7	水産物の漁獲量激減への対策について	25
■	県土整備行政の充実強化について	26
	(道路・橋梁)	
1	北千葉道路の早期完成について	26
2	松戸都市計画道路3・3・7号横須賀紙敷線（河原塚・紙敷区間）の事業について	26
3	主要な国県道の拡幅整備等について	26

4	東武野田線（野田市）連続立体交差事業に係る予算の確保について	27
5	地域高規格道路茂原・一宮・大原道路（長生グリーンライン）の整備促進について	27
6	成田国際空港のアクセス整備促進について	28
7	主要地方道佐倉印西線バイパスの整備について	28
8	主要地方道銚子海上線（清滝バイパス）整備事業の促進について	28
9	狭隘国県道の道路改良について	28
10	（仮称）三郷流山橋の早期完成について	29
11	運動公園周辺地区における更なる事業推進について	29
12	（仮称）幕張・千葉ニュータウン線の事業推進について	29
13	国県道の整備促進について	30
14	国道464号栗野バイパス線の整備促進について	30
15	道路整備事業の促進について	31
16	アクアライン着岸地周辺の道路網整備及びかずさインターチェンジの整備について	31
17	千葉・竜ヶ崎線バイパス（（仮称）コスモス通り）の早期完成について	31
18	国道296号の交差点改良について	32
19	県事業の整備推進と市町村事業の支援について	32
20	一般県道太東停車場線（229号）の交通安全対策について	32
21	国道465号、苅谷新田野バイパスの整備促進について	32
 (河川・港湾)		
22	三番瀬の再生について	33
23	海老川調節池および二級河川飯山満川の早期整備について	33
24	館山港における港湾事業の促進について	33
25	二級河川（一宮川・赤目川・阿久川）整備事業の早期実施・完成について	34
26	印旛沼の総合的な施策について	34
27	河川・海岸の整備について	34
28	白里海岸の侵食対策の促進について	35
 (都市基盤)		
29	江戸川第一終末処理場の早期完成について	36
30	下水道被害への対応について	36
31	県立市野谷の森公園整備について	36
32	県立八千代広域公園事業（村上側）の早期完了について	37
33	新京成線連続立体交差事業の推進について	37
34	県道両国成田線の排水整備について	37

■ 教育行政の充実強化について	38
1 社会教育施設の老朽化対策等に係る県整備補助制度の創設について	38
2 ICT教育の環境整備充実について	38
3 千葉県立公立高等学校入学者選抜における個に応じた合理的な配慮のさらなる充実について	38
4 小中学校における少人数学級の推進について	39
5 インクルーシブ教育システム構築のための財政措置について	39
■ 警察行政の充実強化について	40
1 警察官の増員及び警察体制の強化について	40

【重点要望事項】

保健福祉行政の充実強化について

保健福祉行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 子ども医療費助成制度の拡充等について

子ども医療費助成制度については、国の法的措置が無く、各都道府県の制度の下で実施している。

千葉県では、通院については小学3年生までを助成対象とし、平成24年12月からは入院費の助成対象を中学3年生まで拡大された。同じ県内においても、これまで一部の市町村が中学生の通院助成を行っていないなどの地域差が生じていたが、平成28年8月から全ての県内市町村が入院・通院とも対象年齢を中学3年生まで（一部高校3年生まで）の同一助成となった。

本制度は、子どもの医療費に要する費用を助成することで、子どもの健やかな成長や保健対策の充実と保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的として実施しているが、厳しい財政状況の中で制度を維持していくことは大きな負担となっている。

また、少子化の時代にあって、保護者の経済的負担の軽減及び子育て支援については、本来、国が率先して全国的な制度として取り組むべきものである。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 通院・調剤についても、助成対象を中学3年生まで拡大すること。
- (2) 通院及び入院について、助成対象を18歳未満まで拡大すること。
- (3) 県の助成制度を更に拡充すること。
- (4) 現行の県の補助率を2分の1から引き上げること。
- (5) 所得制限限度額を撤廃すること。
- (6) 自己負担分を引き下げること。
- (7) 全国一律の制度として、国の責任において実施するよう国に働きかけること。

2 医師・看護師の確保及び地域医療の充実について

本県の医師・看護師不足は全国の中でも深刻な状況となっており、慢性的な医師及び看護師不足から病床の閉鎖、或いは救急医療体制が維持できなくなるなど、地域住民に大きな不安を与えている。特に小児科医師をはじめとする特定分野の医師の不足が顕著な問題となっている。

また、公立病院の運営は、国の医療費抑制政策や医師不足に伴う診療科の縮小により収益が落ち込み、一般会計からの繰り入れにより赤字幅の縮小を図るという大変厳しい経営状況が続いている。

については、医師・看護師の確保及び地域医療の充実強化を図るため、次の事項について措置を講じること。

- (1) 医師・看護師不足の解消に向け、大病院によるサテライトの医師派遣等の派遣対象医師の確保対策、「医師不足病院医師派遣促進事業」の拡充、医師の都市部への偏在や診療科の偏在対策等を進めるための国への働きかけ等、県主導により早急に有効な対策を講ずること。

特に小児科医・産科医の確保については、小児救急医療拠点事業に係る支援の充実、女性医師の就業支援についての更なる拡充、大学医学部の定員の拡充、特定の地域や診療科での勤務を条件とする「地域枠」に関して、都道府県と連携して更なる拡充を図ること。

- (2) 成田赤十字病院等の公的病院は、地域における医療体制確保の上で、極めて重要な役割を担っていることから、施設や設備などの整備に対する補助の拡充を図ること。
- (3) 小児等の救急医療体制整備等について、市域を超えた夜間の初期・二次診療体制の整備を検討すること。
- (4) 東千葉メディカルセンターは、県立東金病院の救急医療・災害医療等の機能を引き継ぎ、山武長生地域をはじめ、近隣から多くの救急搬送を受け入れている。しかしながら救命救急センターに看護師を重点的に配置せざるをえないことから、病棟の開棟が遅れが生じるなど、医業収益が大幅に見込みを下回り病院経営を圧迫している。

については、中核病院としての役割を維持していくため、広域的な医療行政の観点から、財政支援を含めた構成団体の協力体制の構築について、県としての役割を果たすこと。

3 子育て支援に向けた保育士確保と財政支援について

少子化対策における待機児童の解消は全国的にも喫緊の課題である。

国においては、待機児童の解消を目指し、「待機児童解消加速化プラン」により、平成29年度末までに必要となる保育の受け皿を確保することとしているが、その確保には、保育を支える保育士の確保が必要不可欠である。

については、子育て支援に向けた保育士確保と保育環境の向上を図るため、次の事項について措置を講じること。

(1) 保育士登録簿を活用し、有資格者に対して就労に関するアンケートを行うなどにより、ちば保育士・保育所支援センターへの登録を促し、保育士有資格者の掘り起しおよび保育所への就職に向けたアプローチを実施すること。

(2) 「子ども・子育て支援新制度」において、財政力による自治体間の格差が生じている。低所得世帯への多子軽減制度が拡大されたが、子育て支援の公平性の観点や多子世帯への一層の配慮のため、保育料に係る自治体負担について財政支援を含む総合的な支援を図ること。

また、保育環境の向上のため、保育士等職員に対する人件費等補助の拡大及び財政措置の拡充を図ること。

(3) 国で予算化している保育士確保に関する各種事業について、県で予算化されていないものは、市単独での実施を予定している。

については、国で実施される事業は県でも確実に実施すること。

(4) 障害児保育に係る保育士加配の補助については、特別児童扶養手当の支給対象障害児童、身体障害者手帳の交付を受けた児童、療育手帳の交付を受けた児童、児童相談所長が判断した児童を受け入れるため保育士1名分を設置する経費が対象となっている。手帳の交付は受けていないが、同等程度の障害を有している児童を保育するため保育士を加配している場合も見受けられる。

については、手帳の交付が無くても、医師の診断書等により障害を有すると市町村が判断した場合も保育士加配の補助対象とすること。

(5) 公立保育所の大規模修繕等については、民間保育所に対する安心こども基金等のような施設整備の補助制度がない。

については、県において老朽化の著しい公立保育所の増改築や耐震化に対する補助制度を創設すること。

また、国に対して補助制度の創設を積極的に働きかけること。

4 国民健康保険運営の都道府県化への対応について

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、平成30年度から国民健康保険運営が都道府県に移行し、市町村とともに運営を行う予定となっている。

しかし、県内市町村の国民健康保険運営を見ると、保険料率を始めとして様々な制度的な違いがある。

については、被保険者に対する公平性の確保と、スムーズな制度移行を実現するため、次の事項について措置を講じること。

- (1) 子ども医療費助成制度など地方単独による医療費負担軽減措置に伴う国民健康保険療養給付費等国庫負担金及び普通調整交付金の減額措置の廃止を国に働きかけること。
- (2) 県内国民健康保険の平準化や効率化を図るとともに、健全化に向けた取り組みを推進すること。
- (3) 市町村の業務に混乱が生じないような準備期間の確保に努め、具体的な事務の取り扱い等を早期に示すこと。
- (4) 後期高齢者医療における後期高齢者支援金の全面総報酬割の実施に伴い生じる国費約1,700億円を、平成29年度から国保支援に充てることが予定されている。

については、予定どおり、国民健康保険の財政支援措置を確実に実行されるよう国へ働きかけること。

【要望事項】

地方行財政の充実強化について

地方行財政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 緊急防災・減災事業の期間延長について

国の平成23年度第3次補正予算時に創設され、平成28年度も継続している緊急防災・減災事業は、地方債充当率100パーセント、交付税措置率が70パーセントと地方公共団体にとって活用しやすい有効な制度であり、今後も、津波浸水想定区域内にある公共施設の移転等を考える場合の財源確保策として必要である。

については、次年度以降も制度が継続となるよう国へ働きかけること。

2 災害拠点となる市役所整備等への財政支援について

東日本大震災及び熊本地震などの発生を踏まえ、各市町村においては、公共施設の耐震化など災害への更なる備えが求められており、特に災害拠点となる庁舎整備については多額の事業費を必要とすることから、財源の確保が課題となっている。

一方、国においては、社会資本整備総合交付金など国庫支出金による財政支援を行っているが、交付決定額が要望よりも大幅に減額されるなど十分ではなく、自治体の財政状況に大きな影響を及ぼしている。

については、災害時の拠点となる公共施設の整備や耐震化など真に必要な事業について、次の措置を講じること。

- (1) 国に対して財政支援の拡充を要請すること。
- (2) 県において国庫支出金の減額分を補てんする財政支援措置を創設すること。
- (3) 国庫支出金の減額分を補てんできない場合には、特別事業資金を含む千葉県市町村振興資金の上限枠を拡大すること。

総合行政の充実強化について

総合行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 旅券事務の市町村再委託に係る補助金の拡充について

一般旅券発給事務の市町村への再委託にあたっては、人件費等についても相応の交付金等を交付し、経費についての市町村負担を軽減すること。

2 南房総地域の自然環境を活かした2020年東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ等の誘致について

オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ等では、館山市をはじめとする南房総地域は複数の競技で注目されており、スポーツに適した南房総地域の環境を活かした取り組みを進めているところである。

については、大会の成功と大会開催を契機とした地域の更なる発展につながるよう積極的な情報共有と県として積極的な支援をすること。

また、千葉県がオランダオリンピック委員会と結んだ2020年東京オリンピック・パラリンピック事前キャンプに関する合意書に基づき、オランダの各選手がベストコンディションで大会に臨んでいただけるよう県として力強い支援をすること。

3 地下鉄8号線（八潮－野田市間）の早期整備について

交通政策審議会答申第198号「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」において、引き続き、東京8号線の延伸という形で押上－野田市間が位置付けられた。野田市をはじめ、沿線11市町で構成する地下鉄8号線建設促進並びに誘致期成同盟会では、平成25・26年度に実施した調査で、八潮－野田市間の先行整備は採算性が見込まれるとの結果が得られている。

については、答申で示された課題の整理に早急に取り組み、八潮－野田市間の早期整備を図るため、次の事項について措置を講じること。

- (1) 事業主体や事業財源スキーム等の検討、調整への参画、協力を行うこと。
- (2) 事業主体の設立及び鉄道建設資金に対して財政補助を行うとともに、都市鉄道利便増進事業費補助制度の適用を受けられるよう国に働きかけること。

4 つくばエクスプレスの東京駅延伸について

つくばエクスプレスの東京駅延伸は、今年4月に交通政策審議会から国土交通大臣に提出された答申の中で、国際競争力の強化に資する事業の1つとして位置づけられている。

事業化に向けては、沿線自治体との連携をさらに強化するとともに、具体的な事業スキームや資金調達のあり方等に関する調査を行い、一歩前へ踏み出すことが必要であるが、一方で本件に対する姿勢には自治体間で温度差があるのが実情である。

柏市としては、東京駅延伸に積極的な沿線自治体と力を合わせ、事業化に必要な調査を行うことも視野に入れつつ、現時点で前向きでない関係者との合意形成のための努力を続けているところである。

については、県においても、東京駅延伸の早期実現に向けて、調査の実施や関係者の合意形成に向けた働きかけを行うこと。

5 南外房の公共交通への支援拡充について

千葉県の均衡ある発展と、少子高齢化への対策として、公共交通の充実は必要不可欠である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 勝浦市、いすみ市を含む5市町が東日本旅客鉄道株式会社に要望している「わかしお2号を安房鴨川駅発に延伸」「安房鴨川発わかしおの5時台中盤から6時台前半にかけての増発」「わかしお15号を安房鴨川駅着に延伸」について、県として支援すること。
- (2) 路線バスの生活交通路線維持費補助金に係る採択基準を緩和すること。
- (3) コミュニティバス運行に対する補助を拡充すること。

6 上野～東京ライン乗り入れ本数拡大とJR成田線(我孫子～成田間)の増発について

宇都宮線・高崎線・常磐線の3線が乗り入れている「上野～東京ライン」では、今後、運転される列車の本数が拡大されることが見込まれているため、常磐線からの直通列車の枠を1本でも多く得られるよう取り組む必要がある。

また、成田線沿線地域は首都東京から至近な距離にもかかわらず、成田線の増発は20年以上実現されていない。成田線沿線の自治体では、成田線を定住化の大きな要素として捉えている。沿線住民にとっても列車の増発などによる成田線の利便性向上が悲願となっており、特に利用者の多い通勤・通学時間帯での増発について、次期ダイヤ改正での実現が望まれている。

については、これら2つの項目に関して、県は沿線自治体と一丸となって、東日本旅客鉄道株式会社に対する要望活動に取り組むこと。

7 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技会場及び事前キャンプ誘致に伴う支援について

鴨川市は2020年東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ地として、ソフトボール、車椅子バスケットボール等の誘致に取り組んでいる。

これらの合宿誘致においては、極力、経済的負担の軽減を図ることとしているが、関係施設等の設置や改修など、対応が必要となる部分について相応の財政負担が懸念される。

については、2020年東京オリ・パラ事前キャンプ誘致等に伴い、新たな施設の設置、施設の改修が必要となった場合の経費に対し支援すること。

また、県内各自治体に共通するこうした課題に対し、「チーム千葉」として一丸となった要望活動を推進すること。

8 自治体間連携における相談・支援について

県内における有効な観光資源の広域的な接合（点を線で結ぶ広域周遊ルートの醸成）や、活力ある団体等の情報を共有し、関係性のある団体間のマッチング機会の拡充を図ること。

また、各地域が持つ情報を共有するための懇談会を継続的に開催するとともに、県が保有する専門的知識を有する人材との密な交流による、地域課題解決へ向けたアドバイス享受可能な部署等、統一的な相談窓口を開設すること。

9 軽二輪・自動小型二輪の登録、廃車及び変更情報のデータによる情報提供について

現在、軽二輪・自動小型二輪の抹消登録や名義・住所地変更などの手続きを陸運支局で行った場合、その控え（税止め通知）を原則手続者自らが各市町村へ送付することによって、市町村は軽二輪・自動小型二輪の登録・廃車・変更が確認できる仕組みとなっている。しかし、個人での手続きの場合、この税止め通知の市町村への送付を漏らすケースが非常に多い。

結果、市町村が納税通知書を送付すると「抹消登録をした車両の納税通知書が送付された。」など、市民（納税者）からの問い合わせが多く寄せられ対応に苦慮している。

については、市民の利便性向上のために、軽二輪・自動小型二輪の陸運支局の台帳データを市町村から閲覧できる仕組みの設置を、県からも国及び関係各所に働きかけを行うこと。

防災・危機管理行政の充実強化について

防災・危機管理行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 小規模自然災害における被災者支援制度の創設について

国や千葉県の被災者支援制度の対象とならない小規模な自然災害により被災した者を支援するため、千葉県及び県内市町村双方の費用負担による恒久的な被災者支援制度を創設すること。

2 消防団車両運用に関する補助事業について

道路交通法の改正により、平成29年度から運転免許制度が4区分となる新免許制度が施行される予定であり、普通免許は、現行の車両総重量5トン未満が3.5トン未満に引き下げられる。

現在、富津市の消防団に配備している消防ポンプ自動車のうち、約3割以上が、車両総重量4トンを超えているため、新免許制度の普通免許を取得した消防団員が入団した場合は、それら消防ポンプ自動車を運転することが出来なくなる。

ついては、今後、新免許制度の普通免許を取得した消防団員が入団した場合は、消防ポンプ自動車の運転ができる準中型免許の取得が必要不可欠であり、千葉県地方創生総合戦略Ⅱ(4)④の「イ 地域防災力の向上」において掲げる「消防団の充実の強化」のため免許取得に係る補助制度を創設すること。

3 緊急防災・減災事業の拡充及び財政措置の継続について

首都直下地震など大規模災害の発生が想定される中、実効性が高く、地域の実情に応じた防災・減災対策が不可欠である。

ついては、地方債の緊急防災・減災事業における「大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備」の対象を庁舎の移転・改築まで拡大するとともに、恒久化について国へ働きかけを行うこと。

保健福祉行政の充実強化について

保健福祉行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 子ども医療費助成制度の拡充等について

子ども医療費助成制度については、国の法的措置が無く、各都道府県の制度の下で実施している。

千葉県の制度では、通院については小学3年生までを助成対象とし、平成24年12月からは入院費の助成対象を中学3年生まで拡大された。同じ県内においても、これまで一部の市町村が中学生の通院助成を行っていないなどの地域差が生じていたが、平成28年8月から全ての県内市町村が入院・通院とも対象年齢を中学3年生まで（一部高校3年生まで）の同一助成となった。

本制度は、子どもの医療費に要する費用を助成することで、子どもの健やかな成長や保健対策の充実と保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的として実施しているが、厳しい財政状況の中で制度を維持していくことは大きな負担となっている。

また、少子化の時代にあって、保護者の経済的負担の軽減及び子育て支援については、本来、国が率先して全国的な制度として取り組むべきものである。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 通院・調剤についても、助成対象を中学3年生まで拡大すること。
- (2) 通院及び入院について、助成対象を18歳未満まで拡大すること。
- (3) 県の助成制度を更に拡充すること。
- (4) 現行の県の補助率を2分の1から引き上げること。
- (5) 所得制限限度額を撤廃すること。
- (6) 自己負担分を引き下げること。
- (7) 全国一律の制度として、国の責任において実施するよう国に働きかけること。

2 医師・看護師の確保及び地域医療の充実について

本県の医師・看護師不足は全国の中でも深刻な状況となっており、慢性的な医師及び看護師不足から病床の閉鎖、或いは救急医療体制が維持できなくなるなど、地域住民に大きな不安を与えている。特に小児科医師をはじめとする特定分野の医師の不足が顕著な問題となっている。

また、公立病院の運営は、国の医療費抑制政策や医師不足に伴う診療科の縮小により収益が落ち込み、一般会計からの繰り入れにより赤字幅の縮小を図るという大

変厳しい経営状況が続いている。

については、医師・看護師の確保及び地域医療の充実強化を図るため、次の事項について措置を講じること。

- (1) 医師・看護師不足の解消に向け、大病院によるサテライトの医師派遣等の派遣対象医師の確保対策、「医師不足病院医師派遣促進事業」の拡充、医師の都市部への偏在や診療科の偏在対策等を進めるための国への働きかけ等、県主導により早急に有効な対策を講ずること。

特に小児科医・産科医の確保については、小児救急医療拠点事業に係る支援の充実、女性医師の就業支援についての更なる拡充、大学医学部の定員の拡充、特定の地域や診療科での勤務を条件とする「地域枠」に関して、都道府県と連携して更なる拡充を図ること。

- (2) 成田赤十字病院等の公的病院は、地域における医療体制確保の上で、極めて重要な役割を担っていることから、施設や設備などの整備に対する補助の拡充を図ること。
- (3) 小児等の救急医療体制整備等について、市域を超えた夜間の初期・二次診療体制の整備を検討すること。
- (4) 東千葉メディカルセンターは、県立東金病院の救急医療・災害医療等の機能を引き継ぎ、山武長生地域をはじめ、近隣から多くの救急搬送を受け入れている。しかしながら救命救急センターに看護師を重点的に配置せざるをえないことから、病棟の開棟に遅れが生じるなど、医業収益が大幅に見込みを下回り病院経営を圧迫している。

については、中核病院としての役割を維持していくため、広域的な医療行政の観点から、財政支援を含めた構成団体の協力体制の構築について、県としての役割を果たすこと。

3 子育て支援に向けた保育士確保と財政支援について

少子化対策における待機児童の解消は全国的にも喫緊の課題である。

国においては、待機児童の解消を目指し、「待機児童解消加速化プラン」により、平成29年度末までに必要となる保育の受け皿を確保することとしているが、その確保には、保育を支える保育士の確保が必要不可欠である。

については、子育て支援に向けた保育士確保と保育環境の向上を図るため、次の事項について措置を講じること。

- (1) 保育士登録簿を活用し、有資格者に対して就労に関するアンケートを行うなどにより、ちば保育士・保育所支援センターへの登録を促し、保育士有資格者の掘り起しおよび保育所への就職に向けたアプローチを実施すること。
- (2) 「子ども・子育て支援新制度」において、財政力による自治体間の格差が生じている。低所得世帯への多子軽減制度が拡大されたが、子育て支援の公平性の

観点や多子世帯への一層の配慮のため、保育料に係る自治体負担について財政支援を含む総合的な支援を図ること。

また、保育環境の向上のため、保育士等職員に対する人件費等補助の拡大及び財政措置の拡充を図ること。

- (3) 国で予算化している保育士確保に関する各種事業について、県で予算化されていないものは、市単独での実施を予定している。

については、国で実施される事業は県でも確実に実施すること。

- (4) 障害児保育に係る保育士加配の補助については、特別児童扶養手当の支給対象障害児童、身体障害者手帳の交付を受けた児童、療育手帳の交付を受けた児童、児童相談所長が判断した児童を受け入れるため保育士 1 名分を設置する経費が対象となっている。手帳の交付は受けていないが、同等程度の障害を有している児童を保育するため保育士を加配している場合も見受けられる。

については、手帳の交付が無くても、医師の診断書等により障害を有すると市町村が判断した場合も保育士加配の補助対象とすること。

- (5) 公立保育所の大規模修繕等については、民間保育所に対する安心こども基金等のような施設整備の補助制度がない。

については、県において老朽化の著しい公立保育所の増改築や耐震化に対する補助制度を創設すること。

また、国に対して補助制度の創設を積極的に働きかけること。

4 国民健康保険運営の都道府県化への対応について

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、平成30年度から国民健康保険運営が都道府県に移行し、市町村とともに運営を行う予定となっている。

しかし、県内市町村の国民健康保険運営を見ると、保険料率を始めとして様々な制度的な違いがある。

については、被保険者に対する公平性の確保と、スムーズな制度移行を実現するため、次の事項について措置を講じること。

- (1) 子ども医療費助成制度など地方単独による医療費負担軽減措置に伴う国民健康保険療養給付費等国庫負担金及び普通調整交付金の減額措置の廃止を国に働きかけること。
- (2) 県内国民健康保険の平準化や効率化を図るとともに、健全化に向けた取り組みを推進すること。
- (3) 市町村の業務に混乱が生じないような準備期間の確保に努め、具体的な事務の取り扱い等を早期に示すこと。
- (4) 後期高齢者医療における後期高齢者支援金の全面総報酬割の実施に伴い生じる国費約1,700億円を、平成29年度から国保支援に充てることが予定されている。

については、予定どおり、国民健康保険の財政支援措置を確実に実行されるよう国へ働きかけること。

5 ひとり親家庭等医療費助成における助成方法の変更について

仕事と子育てを一人で担い、負担が大きい父母の事務負担の軽減及び事務の効率化を図るため、ひとり親家庭等医療費助成事業の助成方法を現物給付に改めること。

6 介護保険の国の財政負担と介護人材確保について

国では、軽度者に対する生活支援サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行、負担のあり方を含めて検討するとして、これらの介護サービスの縮小が社会保障審議会で議論されている。

については、必要なサービスを確保しつつ、介護保険制度の円滑な運営を図るため、次の事項について強く国に働きかけること。

- (1) 介護サービスの縮小を行うことなく、将来にわたって自治体の財政負担や被保険者の保険料負担が過重とならないよう、国費負担割合を引き上げること。
- (2) 安定的に介護人材を確保していくため、介護職員の処遇改善等の抜本的な対策に早急に取り組むこと。
- (3) 低所得高齢者の保険料の軽減強化措置の見通しを含む充実策の早期策定と明確な制度内容の説明を早急に行うこと。

7 不妊治療における保険診療適応の拡大と治療費助成の拡充について

不妊患者を対象とした不妊治療における保険診療適応の拡大と、治療費助成の範囲拡充を図ること。

8 認知症疾患医療センターの設置について

今後ますます増加が見込まれる認知症患者とその家族が、住み慣れた地域で安心して生活ができるための支援の中核機関として、認知症疾患医療センターの役割は、一層重要となっている。

このような中、千葉県においては、全ての二次保健医療圏で認知症疾患医療センターが指定されているが、東葛南部圏域に2ヶ所設置されている一方、圏域で次に高齢者人口の多い東葛北部圏域は1ヶ所の設置状況である。

東葛北部圏域は、高齢化率が高く、また、今後も高齢者人口が急増することが見

込まれていることから、1ヶ所での対応には限界があると考える。

については、東葛北部圏域に認知症疾患医療センターを早期に増設すること。

9 千葉県重度心身障害者（児）医療給付改善事業について

千葉県重度心身障害者（児）医療給付改善事業の対象となる身体障がい者及び知的障がい者については、全ての医療費が助成の対象となるが、精神障がい者については、精神科の通院医療以外の診療科目についての医療費助成制度がない。

については、障がい間の格差を解消するため、精神障がい者についても身体障がい者や知的障がい者と同様に本制度の対象とすること。

10 柏児童相談所配置の児童福祉司等の職員確保について

児童虐待への迅速・的確な対応のため、児童相談所の体制強化、専門性の向上が重要である。そのためには、児童福祉司の配置基準を、区域内の人口等に加え、児童虐待対応件数を考慮したものに見直していくことが必要である。

については、職員の確保に向けた制度面での充実を図ること。

11 社会保障関係経費の財源の確保について

消費税・地方消費税の引上げが平成31年10月まで再延期される方針が示された。

については、安定的に施策を講ずることが出来るよう社会保障関係経費の財源について、必要な代替の財政措置を講ずること。

環境生活行政の充実強化について

環境生活行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質への対応について

東京電力福島第一原子力発電所事故から5年余りが経過し、指定廃棄物の一時保管状態が長期化しており、今後の安全性確保が懸念される場所である。

については、指定廃棄物の処分に向け、指定廃棄物の長期管理施設の早期設置、除染に伴い生じた除去土壌の処分基準の早期策定、処分に要する費用の全額国費負担について、県のリーダーシップにより国等関係機関へ働きかけること。

2 住宅用省エネルギー設備設置費補助について

住宅用省エネルギー設備設置費に関する補助金を平成29年度以降も実施すること。

3 産業用太陽光発電設備の設置事業に関するガイドラインについて

太陽光発電については、再生可能エネルギーとして普及促進が図られる一方、事業区域周辺の住民に対する周知がなされないまま工事が始まるなど、トラブルの発生や工事への不安を訴えられる事案が生じている。

現在、太陽光発電設備の設置事業においては、周辺住民への周知に関して特化した規程が無いことから、事案への対応に苦慮しており、他県においてはガイドラインを定め、周辺住民との調和が図られるよう事業者を導いている事例もある。

については、今後の太陽光発電の普及促進のためにも、県において産業用太陽光発電設備の設置事業に関するガイドラインを策定すること。

4 合併処理浄化槽設置事業に対する補助制度の充実について

香取市は、262.35平方キロメートルと広大な面積を保有しており、そのほとんどは農村地帯で、下水道整備面積は市域に対して約3%である。市内全域を公共下水道で整備することは、財政面、整備期間や効率性などを考えると非常に困難である。

人口密度の低い郊外や農村地帯など、公共下水道整備が困難な地域では、合併処理浄化槽の整備以外に有効な手段はなく、また、コスト的に優れているため、公共用水域の環境を守る大きな柱の一つとなっている。

については、環境対策として公共用水域の水質浄化が、より一層推進されるよう、浄化槽設置促進を図るための予算の確保及び、県の補助基準額や補助率の引き上げなど、市町村の実情に即した財政措置を講じること。

商工労働行政の充実強化について

商工労働行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 佐倉第三工業団地の拡張整備について

物流業や製造業等の立地需要の増大に対応するため、佐倉第三工業団地の拡張整備、及び都市計画道路 3・4・20号岩富海隣寺線を整備すること。

農林水産行政の充実強化について

農林水産行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

(農 林)

1 有害鳥獣被害防止対策の拡充について

県中南部地域においては、増加する野生鳥獣が市域を越えて活動し、農作物等への被害が年々拡大している。捕獲事業や防護柵の設置など対策をとってはいるが、被害の根絶には至っていない。

こうした中、県においては、捕獲事業補助金や捕獲わなの貸出しなどご支援いただいているところであるが、野生鳥獣による農作物等への被害は依然として深刻な状況にある。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 捕獲事業補助金や捕獲わなの貸出しなど、被害防止対策事業を継続・拡充すること。
- (2) 有害鳥獣に対する被害対策は、市町村単位での取組みでは限界があるため、県が主体となる広域的な被害対策事業の創設を図ること。
- (3) 捕獲個体の焼却施設は、費用負担が大きく市単独では設置ができないため、県が事業主体となり設置すること。
- (4) 県南部地域では、ジビエの普及に努めているが、野生動物を食用肉として出荷するためには、捕獲場所での処理加工施設の従業員と行政職員の立会いが必要となっている。捕獲後、速やかに解体加工ができるよう、立会いの見直しなど、規制緩和を図ること。
- (5) 県南部地域において、速やかに食肉として処理できるよう、移動式解体処理車の導入について国への働きかけや自治体への支援を行うこと。
- (6) 特定外来生物アカゲザルの捕獲について、生息域の拡大を防ぐため既存の大型捕獲檻による捕獲事業の拡充を図ること。

2 広域営農団地農道（小櫃川地区）改修の早期着手について

広域営農団地農道は君津市・木更津市・袖ヶ浦市を結ぶ全長約22キロメートルの県営事業で開設された幹線農道である。

現在、その一部（3.4km）を県より管理委託を受け、君津市で維持管理を行っているが、農耕車以外の大型車両の通行量の増加により路線全体で舗装劣化が進行し、維持費が増大している。県営事業による改修に向け、国庫補助採択を受けるための

現況調査等を県・袖ヶ浦市・君津市で行っている。

平成29年度に補助採択申請し、平成30年度の補助採択と事業着手に向け手続きを進めているが、舗装劣化が急速に進行していることから、早期に工事着手すること。

3 広域営農団地農道整備事業の推進について

広域営農団地農道整備事業（安房2期地区）は基幹農道の整備による輸送の合理化、農業基盤の強化、農業施設間の組織化を図る事業として、平成7年度に採択を受け事業に着手し、平成22年度から平成28年度までの計画で房総南部観光交流空間プロジェクトとして認定され、道整備交付金により安房2期地区として事業を実施している。

しかし、用地買収などの問題があり、計画年度内の完成は困難な状況にあるようだが、この事業については行政区や事業に協力していただいた地権者から早期完成を望む声が多く寄せられている。

については、引き続き事業の早期完成を目指して予算を確保すること。

4 土地改良施設維持管理適正化事業の支援対象の検討について

土地改良区が維持管理する揚水機場やパイプライン等の土地改良施設については、全国的に老朽化が問題となっており、修理・更新費用の負担が土地改良区の財政に重くのしかかっている。

このような状況の中で、計画的な修理・更新を対象とした制度である土地改良施設維持管理適正化事業の支援対象の見直しが行われ、原則として地区面積が300ヘクタール以下の土地改良区が対象外となる。

については、持続的な農業発展のため、土地改良区の規模に依らず、必要性に応じて事業の対象となるような要件の追加や、代替性のある事業の新設を国に働きかけること。

5 農産産地支援事業補助金の拡充について

国、県、民間企業などが共同開発を進めておりました、落花生収穫機及び播種機が実用化されたことにより、県では平成28年度より農産産地支援事業補助金において、補助対象とされたところである。しかしながら補助対象者は、農家3戸以上の団体のみとなっている。

については、農家個人でも補助対象となるように拡充すること。

6 地方創生に係る人的・財政的支援について

農水産業者の所得向上や若者が安心して就業できるように農水産物の高付加価値化や高収益化の推進等について、ビジネス感覚あふれる企業的な経営体の育成を図るため、経営の多角化や農業法人など経営改革に果敢にチャレンジする団体に対し、専門的な研修やアドバイザーの派遣等の財政面を含めた支援の充実を図ること。

また、農水産物の輸出を含めた販路拡大や新たな需要の拡大を推進するにあたり、生産者団体が行う国内や海外でのPR活動に対する人的・財政的支援を図ること。

(水産)

7 水産物の漁獲量激減への対策について

木更津市をはじめ、東京湾東部地域における水産業の主力であるアサリは、ツメタガイやヒトデによる捕食、アオサ発生による斃死等害敵となる生物が数多く存在し、また、夏季に発生する貧酸素水塊による斃死及び冬季の高波浪による資源減耗と、漁業者は資源の保全に大変苦慮しているところである。

漁獲量では、平成19年度以降のカイヤドリウミグモ発生による激減により、漁業者及び漁業協同組合の経営は、逼迫した状況である。

については、漁業経営の安定化及び水産物の安定供給を図り、もって後継者づくりに繋げるため、害敵となる生物の駆除等に対する支援の継続、カイヤドリウミグモの影響軽減に向けた技術開発の推進を図ること。

また、県土整備部及び環境生活部と連携し、貧酸素水塊対策並びに高波浪を抑制する消波対策を実施すること。

県土整備行政の充実強化について

県土整備行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

(道路・橋梁)

1 北千葉道路の早期完成について

北千葉道路は、東京外郭環状道路から千葉ニュータウンを経て、成田空港を結ぶ延長約43キロメートルの広域的な道路であり、首都圏北部や県西地域と成田国際空港間とのアクセスが強化されることにより、沿線市の渋滞解消に加え、県内の経済発展や震災時の緊急輸送路としても期待されるものである。本道路は外環道路と接続されて、初めて広域的な道路ネットワークが構築されることにより地域の連携が強化され、沿線市の活性化に期待されるものである。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 市川市から鎌ヶ谷市間の残り約9.5キロメートル区間については、事業時期が未定となっているため、国による直轄事業として計画を具体化させ、出来る限り早期に事業化するよう、県においても国へ働きかけること。
- (2) 北千葉道路（印旛～成田）延長約13.5キロメートルのうち、成田空港側の県施工区間約3.7キロメートルを早期に整備し、全線の早期開通を図ること。

2 松戸都市計画道路3・3・7号横須賀紙敷線（河原塚・紙敷区間）の事業について

松戸都市計画道路3・3・7号横須賀紙敷線は、船橋市臨海部から市川市、松戸市、流山市を経て埼玉県を結ぶ広域的な幹線道路機能を担うとともに、北千葉道路と接続されることで、周辺地域に新たな産業集積が生まれ、雇用や定住の促進による活性化が見込まれている。

本都市計画道路における、河原塚・紙敷区間の約950メートルについては、松戸市の事業として昨年より予備設計業務に着手しているが、国及び千葉県の後方支援を受け、本都市計画道路事業を推進したいと考えている。

については、本都市計画道路事業に対し、県として引き続き支援すること。

3 主要な国県道の拡幅整備等について

歩道や車道を拡幅するとともに、自転車走行環境の整備計画を策定し、自転車通

行路を確保すること。

＜主な要望箇所＞

- (1) 国道296号（成田街道）
歩道拡幅：JR総武線跨線橋から前原駅入口交差点までの区間
- (2) 主要地方道市川印西線（木下街道）
歩道拡幅：藤原地区から馬込地区までの区間
- (3) 県道夏見小室線
歩道拡幅：船橋駅北口十字路から夏見消防署前までの区間
- (4) 主要地方道船橋我孫子線（船取線）
4車線化：駿河台交差点から我孫子方面
- (5) 市内国県道
自転車走行環境整備

4 東武野田線（野田市）連続立体交差事業に係る予算の確保について

東武野田線連続立体交差事業は、清水公園駅から梅郷駅間の約2.9キロメートルの鉄道を高架化し、11箇所の踏切を除却することにより、交通渋滞の解消や鉄道により分断された地域社会の一体化とともに、鉄道や沿線のまちづくりの発展に大きく寄与するものがある。事業効果としては、踏切除却により悲惨な踏切事故が解消され、併せて駅周辺の都市基盤を整備することにより、安全なまちづくりに大きく役立ち、地域経済の活性化の核となる事業である。

一方、連続立体交差事業は、事業費が莫大であり、事業期間も長期に渡ることから、計画的かつ集中的な費用投入が、事業の円滑な推進と早期完成に必要な不可欠であることから、大幅な予算の拡大と着実な財源確保を図ること。

5 地域高規格道路茂原・一宮・大原道路（長生グリーンライン）の整備促進について

地域高規格道路茂原・一宮・大原道路（長生グリーンライン）は、首都圏中央連絡自動車道と一体となり、県内各地域との交流拡大を高めるとともに、観光立県を目指す千葉県にとっても、首都圏から外房地域への道路ネットワーク形成を図る上で、大変重要な道路である。

また、長生地域にとっては、首都圏中央連絡自動車道の波及効果を高め、地域の活性化を図る上から、本道路の果たす役割は重要である。

ついては、地域高規格道路茂原・一宮・大原道路から創出される中房総地域への観光振興のさらなる拡大のため、全線を整備区間とするとともに、茂原市区間3.2キロメートルの早期の工事着手を図ること。

6 成田国際空港のアクセス整備促進について

- (1) 現在整備中である北千葉道路の県施行区間、印西市若萩から成田市北須賀間及び成田市押畑から成田市大山間について、十分な予算措置と早期完成を図ること。
- (2) 国道464号全体の歩道の整備を含めた改良事業を促進すること。
- (3) 成田市押畑地先の国道408号、松崎地先の主要地方道成田安食線バイパスの拡幅整備の早期整備・事業化を図ること。
- (4) 主要地方道路成田小見川鹿島港線については、計画区間全線において4車線化を促進すること。

7 主要地方道佐倉印西線バイパスの整備について

主要地方道佐倉印西線バイパス（田町工区）は、佐倉市と印西市を結ぶ都市計画道路寺崎・萩山線として位置づけられた重要な路線であり、このバイパス整備により市内の混雑緩和や京成電鉄軌道との安全な交差、大型貨物自動車等の通行など、交通の様々な課題の解消が期待される。また、国道51号や東関東自動車道水戸線から観光拠点である印旛沼などを経由し、北総地域までを南北に結ぶ広域的な幹線道路として更なる交通アクセスの改善が期待できる。

については、主要地方道佐倉印西線バイパスの早急な整備促進を図ること。

8 主要地方道銚子海上線（清滝バイパス）整備事業の促進について

清滝バイパス整備事業については、Ⅲ期工事として事業を継続しているが、本事業の一層の推進により、利根かもめ大橋へのアクセスの改善や成田・千葉方面への時間距離の短縮が計られ地域経済の発展が期待されている。

また、年々増大している交通量への対策として、既成市街地の交通量の緩和等地元住環境改善にも大きく貢献するものである。

については、トンネルの早期着手、バイパスの早期完成に向け本事業の促進を図ること。

9 狹隘国県道の道路改良について

次の事項について措置を講じること。

- (1) 主要地方道天津小湊夷隅線、勝浦布施大原線、上布施勝浦線、小田代勝浦線における狹隘な区間についての道路改良・整備を図ること。

- (2) 主要地方道天津小湊夷隅線、勝浦布施大原線、上布施勝浦線、小田代勝浦線についての歩道整備を図ること。
- (3) 国道297号の通学路となっている区間についての歩道整備を図ること。
- (4) 松野バイパス建設工事の早期完成に向けた事業の推進を図ること。
- (5) 国県道の維持管理について、沿線の除草作業の充実を図ること。

10 (仮称)三郷流山橋の早期完成について

当該道路は、流山橋の慢性的な渋滞緩和対策としての最重要路線であることから、次のとおり整備推進を要望する。

- (1) 事業計画に基づき1日でも早い完成へ向けた積極的な対応を図ること。
- (2) 用地交渉にあたっては、地権者の求めに応じて弾力的な対応を図ること。
- (3) 工事着工にあたり近隣住民の環境対策(騒音・振動等)に十分配慮した対応を図ること。
- (4) 事業地周辺が浸水被害地域となっているため、支障となる和田堀都市下水路の切回し方法については、新橋建設と合わせた整備並びに最善の策を検討すること。

11 運動公園周辺地区における更なる事業推進について

流山市では、つくばエクスプレス沿線土地区画整理の進捗とともに人口が増加しており、本年4月1日では17万8千人となり、鉄道開業後約25,000人が増加している。特に、30、40代の子育て世代の方々に多く移り住んでいただいております。幼児や児童が急増している。

このことから、多くの方々より駅や学校へ安全に通える道路の整備を早期に進めて欲しい旨の強い要望を頂いている。

市民が安全で安心して暮らせる街となるよう、運動公園周辺地区において骨格となる都市計画道路を平成29年度末までに確実に整備すること。

12 (仮称)幕張・千葉ニュータウン線の事業推進について

(仮称)幕張・千葉ニュータウン線は、幕張新都心から千葉ニュータウンを連絡する幹線道路として、千葉県広域道路整備基本計画の広域道路網マスタープランに位置付けられ、整備が進められている。当区間の中間に位置する未整備区間については、八千代都市計画道路3・4・1号線から県道船橋印西線までの区間(約3.4km)が八千代都市計画道路3・3・27号線として都市計画決定され、当区間中間部(約1.8km)については、西八千代北部特定土地区画整理事業により、暫定2車線での整

備が行われ、現道に接続する形で供用が開始された。今後、県道から流入する自動車の増加が予想される。

については、本来の広域ネットワーク道路の機能を有効に発揮するため、供用区間を除く都市計画決定区間について、事業を推進すると共に具体的な整備時期について検討すること。

13 国県道の整備促進について

住民生活と経済活動の基盤となる道路の整備について、次のとおり措置を講じること。

- (1) 国道128号は待崎交差点から嶺岡トンネル間の慢性的渋滞の解消を図ること。
- (2) 国道410号は八丁地先未改良区間の狭隘・屈曲箇所を解消すること。
- (3) 主要地方道千葉鴨川線は国道128号から鴨川警察署前交差点間の歩道を拡幅すること。
- (4) 主要地方道鴨川保田線は長狭高校前交差点の右折レーン設置、主基交差点の整備促進、御園橋の架替を図ること。
- (5) 主要地方道市原天津小湊線は坂本工区の平成32年までの完遂、竜ヶ尾周辺の狭隘・屈曲箇所を解消すること。
- (6) 主要地方道富津館山線は金束工区の整備促進を図ること。
- (7) 主要地方道鴨川富山線は東地先未改良区間の狭隘・屈曲箇所を解消すること。
- (8) 県道天津小湊田原線は坂下バイパスの整備促進、通学路の安全確保の為に歩道を設置すること。

14 国道464号栗野バイパス線の整備促進について

国道464号について、成田市から鎌ヶ谷市までの整備が進んだことにより、主要地方道船橋・我孫子線への通過交通が急増したため、鎌ヶ谷市中心市街地周辺の渋滞が慢性化し、市民生活に大きな支障が生じている。

こうした市内の交通渋滞の解消を図るため、鎌ヶ谷以西の北千葉道路（都市計画道路3・1・1号線）の延伸が事業化されるまでの間、これを補完するものとして平成12年度に国道464号栗野バイパス線整備事業が開始された。

このうち、現在県で進めているのは、全延長約1.7キロメートルのうち、約0.8キロメートル（1期区間）であるが、本区間の整備のみでは、根本的な渋滞解消に繋がらないことから、残り約0.9キロメートル（2期区間）の整備についても、1期区間と併せて事業着手するとともに、更なる事業費を確保し、整備促進を図る

こと。

15 道路整備事業の促進について

千葉県地方創生総合戦略Ⅱ(4)④の「ウ 災害に強いまちづくりの推進」において、「災害時の道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路等の改築、橋梁の耐震補強や道路法面の防災対策を推進するとともに、河川・海岸・砂防施設等の整備を進め、「安全に暮らせる地域」を支える社会基盤を強化する。」としていることから、国道465号(篠部地先)から県道大貫青堀線(下飯野地先)を結ぶ路線の早期着手及び県道大貫青堀線バイパスの残事業区間の整備促進を図ること。

16 アクアライン着岸地周辺の道路網整備及びかずさインターチェンジの整備について

東京湾アクアラインと圏央道は一体となって首都圏を環状に結ぶことで、整備効果を着岸地周辺都市に波及させている。着岸地で増加している交通量を分散し、利用者にとって安全・安心な道路交通網を確保する必要がある。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 着岸地周辺4都市の臨海部を結ぶ東京湾岸道路、国道409号(袖ヶ浦ICから木更津金田IC間)の4車線化の早期事業化を図ること。
- (2) 主要幹線道路である都市計画道路西内河根場線、都市計画道路中野畑沢線を早期に整備すること。
- (3) 県内陸部への幹線道路である国道409号の袖ヶ浦市横田市街地狭隘区間の新規バイパス路線の整備、及びJR久留里線東横田駅付近の踏切横断部における危険性の高い変則的交差点の早急な改善を図ること。
- (4) かずさアカデミアパークの最寄りとなる「(仮称)かずさインターチェンジ」の早期着工を関係機関へ強く働きかけること。

17 千葉・竜ヶ崎線バイパス((仮称)コスモス通り)の早期完成について

千葉ニュータウンとつくばを結ぶ主要地方道千葉・竜ヶ崎線バイパスについては、現在、整備中であるが、早期完成を図ること。

また、国道356号から市道00-107号線までの先行整備区間の完成後、速やかに供用開始すること。

18 国道296号の交差点改良について

富里中央公園付近の国道296号交差点について、車両が右折し難い状況により、上下線ともに渋滞が発生するとともに、事故が懸念されていることから、この解消に向けた改良工事を実施すること。

19 県事業の整備推進と市町村事業の支援について

香取市「新市建設計画」に位置づけられている県事業の早期実現、特に圏央道を主軸に広域ネットワークを形成するうえで重要な下記事業の推進と、市が実施する道路整備、道路老朽化対策を支援すること。

- (1) 国道356号の整備促進を図ること。
- (2) 主要地方道成田小見川鹿島港線の整備促進を図ること。
- (3) 主要地方道佐原椿海線の整備促進を図ること。
- (4) 市が実施する道路整備と老朽化対策を支援すること。

20 一般県道太東停車場線(229号)の交通安全対策について

一般県道太東停車場線(229号)、いすみ市岬町和泉地先、国道128号、和泉交差点から市立太東小学校までの歩道未設置区間に歩道を設置すること。

21 国道465号、苅谷新田野バイパスの整備促進につて

国道465号は、緑と海に囲まれた豊かな自然と温暖な気候を活かした観光施設を相互に結び地域間交流の活性化、産業や経済流通及び文化の発展に大きく貢献する基幹道路であり、さらに、首都圏中央連絡自動車道路へのアクセス道路として極めて重要な役割を果たす路線である。

各所で整備は進んでいるが、いまだ未整備区間が多く存在している現状であるため、本路線のバイパス化等の整備促進を図ること。

(河川・港湾)

22 三番瀬の再生について

三番瀬については、「三番瀬再生計画（基本計画）」に基づき、県により「海と陸との連続性の回復」や「人と自然とのふれあいの確保」等を図るための整備等が進められてきた。塩浜二丁目地先の護岸整備（延長 1,100m の内、900m 区間）が完了したことで、海に親しめる干潟の再生に、住民の期待も高まっている。

しかし、改修した塩浜 2 丁目護岸の管理用通路については、未整備のため立ち入り禁止であり、また護岸は石の隙間が広く、歩くには危険な状態であるため、住民等が海に親しめる状態ではない。

については、環境や調和の取れた総合的な施策として、安全面も考慮し県民が望んでいる海と触れ合える昔の干潟を取り戻せるよう、干潟の整備をすること。

23 海老川調節池および二級河川飯山満川の早期整備について

海老川調節池付近は、市の中心部に位置し、中心市街地にも近く、鉄道が東西に走るとい地理的利点があることから、組合施行の土地区画整理事業が検討されているところである。土地区画整理事業予定地は海老川調節池と隣接しており、水辺空間や周辺の緑との調和など自然環境に配慮したまちづくりを目指していることから、海老川調節池を早期に整備すること。

また、海老川水系の普通河川の治水対策を行う上では、海老川調節池の整備および二級河川飯山満川の河道拡幅等の整備が大きな影響を及ぼすこと、飯山満川下流部は土地区画整理事業予定地内であることから、具体的な整備計画の明示および土地区画整理事業に配慮し整備すること。

24 館山港における港湾事業の促進について

館山市は、多目的栈橋整備の推進、館山港海岸環境整備事業（ビーチ利用促進モデル事業）第二期工事区間早期着手の要望を県へ数年続けているところである。

多目的栈橋については、平成 28・29 年度において小型船舶係留施設の増設を実施していただけることとなったが、継続して館山港湾振興ビジョンに示された規模へ早期に整備拡充を図ること。

館山港海岸環境整備事業に関しては、現在、「東京湾沿岸海岸保全基本計画」に基づき、津波対策に対する海岸保全施設の整備について検討を行っているところではあるが、第二期区間を早期に着手すること。

25 二級河川（一宮川・赤目川・阿久川）整備事業の早期実施・完成について

茂原市は、平成25年の台風26号により、市街地で河川が氾濫し、平成元年、平成8年に続き三度目の水害を被った。このうち、二級河川は、河川管理者である県において、流域県民の安全確保に努めるべきであることから、河川整備の早期実施及び完成のため、事業採択及び予算の増額を図ること。

- (1) 一宮川については、堆積土撤去、河道拡幅等の恒久的な対策を早期に実施すること。
- (2) 赤目川については、下流側から約半分までの護岸及び上流部のB調節池が整備されているが、台風やゲリラ豪雨等により浸水被害が発生していることから、一刻も早く浸水被害を解消すること。
- (3) 阿久川については、獅子吼橋上流1.8キロメートルの未改修区間の用地測量及び詳細設計等が実施されているが、早期の完成を図ること。

26 印旛沼の総合的な施策について

印旛沼の総合的な施策として、水質浄化及び治水対策としての浚渫や水の流動化を図る導水事業を早急に具体化すること。

また、水と触れ合う機会を創出するため、親水性を高める事業の更なる実施を図ること。

27 河川・海岸の整備について

二級河川加茂川は集中豪雨や台風により氾濫し、床上・床下浸水のほか、河川の増水、護岸の決壊などの被害を受けている。河口部では閉塞や出水による内水氾濫の対策として浚渫及び導流堤が設置されたが、台風等の影響により倒壊している。

また県から受託している3か所の水門管理業務では、操作従事者の安全に配慮して定めた指針に基づき水門の開閉操作を行っているが、作業は常に危険が伴うものである。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 浸水対策の検討と未整備区間の護岸整備を行うこと。
- (2) 定期的な河床の浚渫を行うとともに、老朽化等損傷を受けた既存施設の適切な維持管理を図ること。
- (3) 倒壊した導流堤の早期再設置を行うこと。
- (4) 遠隔操作未整備施設の解消や停電時の閉鎖機能の向上など水門施設の機能改良を図ること。

28 白里海岸の侵食対策の促進について

大網白里市の白里海岸をはじめ南九十九里浜の海岸侵食対策並びに養浜事業を着実に推進するために必要な海岸関係予算を確保し、さらなる促進を図ること。

(都市基盤)

29 江戸川第一終末処理場の早期完成について

江戸川左岸流域下水道の江戸川第一終末処理場（本行徳地先）は、水処理第一系列の整備が平成32年度を目途に進められているが、第二系列以降の整備については現在未定となっている。

また市川市が単独公共下水道として整備した菅野処理区の菅野下水処理場は、供用開始から43年が経過し施設の老朽化が著しく、流域下水道への早期編入が不可欠であり、同流域下水道の全体計画において、松戸幹線及び江戸川第一終末処理場（第二系列以降）の供用により流域下水道に編入となっている。

については、下水道事業の円滑な推進を図るため、現在、整備が進められている水処理第一系列を、平成32年度に確実に供用するとともに、喫緊の課題を有する菅野処理区が早期に流域編入されるよう第二系列以降についても早期の完成と編入時期を明示すること。

30 下水道被害への対応について

江戸川左岸流域の関連する市に対し、雨水の浸入対策の指導を強化するとともに江戸川第二終末処理場等の効果的な運転方法や施設の改良等を検討すること。

また、現在整備が進められている江戸川第一終末処理場については、下水道被害への軽減や、老朽化の著しい金ヶ作終末処理場の流域下水道への編入を行うためにも、早期完成を図ること。

31 県立市野谷の森公園整備について

県立市野谷の森公園は、貴重な動植物などの自然環境の保全及び自然とのふれあいの場の創出等、快適な都市づくりに資するために平成12年に都市計画決定され、全体面積18.5ヘクタールの内3.7ヘクタールについて事業認可を受け、平成19年度より千葉県施行事業として整備が進められている。

そのような中で、市野谷の森公園の隣接地では、平成27年4月におおたかの森小中学校併設校が開校となり、まちづくりが着実に進行している。

県立市野谷の森公園の整備については、魅力あるまちづくりの一環として、市民からの期待も高まっており、事業施行期間内に完了させるとともに、未着手の部分についても早期に事業認可を取得し、計画的に整備をすること。

32 県立八千代広域公園事業（村上側）の早期完了について

県立八千代広域公園は、八千代市の中心を流れる印旛放水路を含んだ全体面積53.4ヘクタールの公園で、公園内に八千代市が建設した「八千代市総合グラウンド」及び「八千代市立中央図書館・八千代市市民ギャラリー」があり、八千代市における情報文化・スポーツの中心である。

現在、市の各施設がオープンし、千葉県による村上側9.8ヘクタールの公園整備については駐車場と園路の一部、トイレ、植栽の一部のみが完成している状況である。

については、公園利用者や市の各施設利用者の利便性を考慮し、市民の憩いの場としての公園の園地整備を早期に完成させること。

33 新京成線連続立体交差事業の推進について

新京成線は、京成津田沼駅とJR松戸駅を結ぶ延長26.5キロメートルの鉄道であるが、沿線の宅地開発による利用者や交通需要の増加に伴い、踏切遮断による慢性的な交通渋滞や市街地分断など、健全な都市活動の障害となっている。

こうした状況を解消するため、県では鎌ヶ谷大仏駅、くぬぎ山駅間の3,257メートルを高架化する新京成線連続立体交差事業を進めている。

当該事業により、国道464号2箇所及び主要地方道千葉鎌ヶ谷松戸線1箇所を含む12箇所の踏切が除却され、踏切による交通渋滞が解消されるとともに、鉄道による地域分断が解消され、まちづくりの醸成に寄与できるものと期待されるが、当初の予定よりも完成が遅れている状況である。

については、当該事業の早期完了を図ること。

34 県道成田両国線の排水整備について

県道成田両国線について、七栄地先において慢性的な冠水により沿道の家屋等への浸水被害が重なっていることから、この解消に向けた排水整備事業を実施すること。

教育行政の充実強化について

教育行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 社会教育施設の老朽化対策等に係る県整備補助制度の創設について

館山市では昭和47年に建設した市図書館をはじめ、昭和50年代に整備した市立博物館や中央公民館などほとんどの社会教育関連施設が築後30年を超え、既存施設の維持補修とその長寿命化に取り組むことが喫緊の課題となっている。しかしながら、市財政は逼迫しており、必要な対策も後手に回っている状況にある。

については、多くの県民が利用する公立社会教育施設の改修改築・長寿命化に対する財源措置として、補助制度を創設すること。

2 ICT教育の環境整備充実について

文部科学省の「第2期教育振興基本計画」でも示されているとおり、現在、教育のIT化に向けた環境整備が求められている。

我孫子市の小中学校においても、特に小中一貫校を中心に、タブレット型端末整備を強化し、タブレット型端末を活用したグループ学習(調べ学習・討議)、協働学習など学習形態の研究を進めているところであり、今後、全小中学校において活用を進めていきたいと考えている。また、特別に支援を要する児童生徒への対応として、コミュニケーションツールとしての利用、視聴覚情報を活かした学習、個別の課題学習など、効果的な活用が考えられる。

今後、ICTを有効活用した教育活動を推進していくために、タブレット型端末の整備やソフト購入費補助など、ICT教育の環境整備の充実を図ること。

3 千葉県立公立高等学校入学者選抜における個に応じた合理的な配慮のさらなる充実について

浦安市では、障がいのあるなしにかかわらず、一人一人のこどもの持てる力を最大限伸ばす環境づくりや個に応じた適切な支援(=合理的配慮)を推進している。なかでも、市立中学校に在籍する書きに困難のある生徒や身体にまひのある生徒に対し、タブレットなどを活用した学習支援の実施により、学習意欲・効果の飛躍的な向上が見られる。これらの生徒は高校進学を希望しているが、受験時の対応に不安を抱いている。

個に応じた合理的な配慮により安心して受験できる適切な体制を整えることで、受験への不安が解消され、集中して学習に取り組めるものと考えている。このことから、千葉県立公立高等学校入学者選抜の実施に際しては、受験を希望する障がいのある生徒に対し、ICTの活用をはじめ、障がいに応じたきめ細やかな配慮をすること。

4 小中学校における少人数学級の推進について

規範意識の低下やいじめ問題、地域・保護者からの様々な要望への対応、小1プロブレムや中1ギャップ、特別な支援を要する児童生徒の増加等の課題に対して、よりきめ細かな指導・支援の為、少人数学級の実現が求められている。県でも小学校1・2年生と中学校1年生については1学級35人、小学校3～6年生と中学校2・3年生は1学級38人を基準とする学級編制の弾力的な運用が行われ、その基準を超える場合には加配教員が配置されている。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 1学級当たりの児童生徒数の基準を小中学校の全学年において35人とする
こと。
- (2) 上記基準に基づく学級編制に必要な県費負担教職員を配置すること。
- (3) 国による学級編制の弾力的運用の強化及び定数の見直しを国に強く働きかける
こと。

5 インクルーシブ教育システム構築のための財政措置について

県教育委員会から「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進」が示され、可能な限り障害のある子もない子も共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育内容の方法の改善や充実を図る等、必要な施策を講じるよう求められている。

各市では、学習活動に参加している実感や達成感をもち、持てる力を最大限に発揮できる環境づくりが、何よりも大切な合理的配慮と考え、幼稚園、小学校、中学校、さらに保育所、学童保育所に、特別支援教育支援員を市費により配置をしている例もある。

については、各小中学校への教員の加配及び特別支援教育支援員配置に係る県としての財政措置を図ること。

警察行政の充実強化について

警察行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 警察官の増員及び警察体制の強化について

犯罪の防止は、県内住民が強く望むところであり、また、今後は、千葉県でのオリンピック等の世界大会の開催により、国内外から多くの人々が来訪することが予想され、それらの人々が安心して訪れることができるよう、犯罪の起こりにくい環境整備はますます重要となる。

各自治体では、市民と一体となった防犯パトロールの実施、街頭防犯カメラの増設、町会等が設置管理する防犯カメラへの補助制度等、防犯対策の強化を図っているが、市民の安全・安心を確保するためには、犯罪の犯人を徹底して検挙するなど、警察官の増員が不可欠である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 警察官の増員による人的体制の強化及び警察署の増設により警察体制の強化を図ること。
- (2) 八街幹部交番を警察署へ昇格し、警察体制の強化を図ること。